



不法投棄を許さない地域環境づくりに向けて

～神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の制定～

特集記事 1

1
特集記事

1 条例制定の背景

首都圏に位置する本県においては、廃棄物の問題は大きな課題となっており、排出量の高水準での推移や最終処分場のひっ迫などを背景に、不法投棄箇所、不法投棄量は、近年やや減少傾向にあるものとはいえ、廃棄物の不法投棄などの不適正処理は後を絶たない状況となっています。

特に、平成15年度に発生した解体業者による自社産業廃棄物の不適正保管から発展した大規模不法投棄事案については、度重なる指導・命令にもかかわらず改善されなかったため、平成17年12月から、生活環境保全上の支障を除去するため、行政代執行を実施するに至りました。

国において、全国的な大規模不法投棄事案の発生等に対応するため、数次にわたり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正が行われたところですが、本県の廃棄物の不適正処理の状況を考えると、なお、制度的な対応が必要です。

こうしたことから、本県における廃棄物の不適正処理に関する課題の解決に向け、「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下、「条例」という。）」を制定し、平成19年4月1日から施行しました。



【啓発看板の設置（不法投棄撲滅キャンペーン）】

2 条例の概要

本条例の狙いは、一般廃棄物を中心とする小規模な不法投棄を撲滅するための「不法投棄を許さない地域環境づくり」と大規模な事案も少なくない産業廃棄物の不適正処理に対する早期発見・早期対応のための「産業廃棄物の不適正処理対策」にあります。本条例の概要は、次のとおりです。

（1）不法投棄を許さない地域環境づくり

ア 県、事業者、廃棄物処理業者及び県民の責務（第3条～第6条）

廃棄物の不法投棄などの不適正処理をなくすためには、県のみならず、事業者、廃棄物処理業者、県民の方々による廃棄物の発生段階からの取組が不可欠です。そこで、条例では、廃棄物問題に関し、県の責務として、廃棄物の適正処理や発生抑制の推進、不適正処理の防止に関する総合的な施策の実施や、NPO等に対する支援を定めたほか、事業者等の果たすべき発生抑制や適正処理に関する役割を定め、各主体の連携を明確に示しました。

イ 海岸等における美しい環境の保全（第7条）

県民の方々、一人ひとりに不法投棄を許さない地域環境づくりに向けた意識を持っていただき、また、これにより、県の貴重な財産である美しい海岸等を守っていくため、海岸、河川、道路等において、みだりに空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等を捨てることにより、県土の美しい環境を損なってはならないということを定めました。

ウ 土地所有者等の責務（第8条・第9条）

土地所有者（管理者、占有者）が所有地の管理を十分に行わず、不法投棄されてしまったり、安易に賃貸した結果として産業廃棄物の不適正処理に利用されてしまう事例が発生しています。そこで、土地所有者等として努力すべき責務を定めました。また、所有地等を賃借人等に使用させ、産業廃棄物の搬入が予想される場合の責務を定めました。

（2）産業廃棄物の不適正処理対策

ア 産業廃棄物の保管場所の届出（第10条）

産業廃棄物の排出事業者が、自ら産業廃棄物を保管する場合には、廃棄物処理法による手続が不要であることなどから、一旦、不適正処理が行われた場合、発見された段階では、産業廃棄物が山積みになれてしまっている事例が少なくありません。そこで、条例では、産業廃棄物の保管の適正化を推進し、また、不適正処理を防止するため、排出事業者が、産業廃棄物の生じた場所以外の場所において、その産業廃棄物を保管しようとする場合には、事前に知事に届出をする制度を定めました。

イ 公表（第12条）

産業廃棄物の不適正処理の抑止を図るとともに、県民や事業者はその情報を提供することを目的に、産業廃棄物の不適正処理が行われた場合にその情報を公表する制度を定めました。

ウ 調査等の請求（第13条）

産業廃棄物の不適正処理の対応には、何より早期発見・早期対応が必要です。そこで、一定の場合に、県民の方々から、産業廃棄物の不適正処理に関する調査等の請求を受け付けることとし、県として調査・検討する制度を創設しました。

エ 立入検査等（第11条・第16条）

知事は、産業廃棄物の保管場所の届出の施行に必要な限度において、事業者に対し、その産業廃棄物の保管に関し報告させ、又はその職員に、事業者の事務所等に立ち入り、施設等の検査等をさせることができることとし、また、一定の場合の罰則を規定しました。

3 条例制定を機とした不適正処理の対策の充実強化

従来からの取組

不法投棄等の防止に向け、諸施策を体系的に実施するため、「不法投棄・散乱ごみ総合対策事業」を策定し、全庁をあげて取り組んできました。

不法投棄・散乱ごみ総合対策事業	}	「未然防止対策」・・・不法投棄撲滅キャンペーンなどの普及啓発事業、市町村との合同パトロール、県警のOB4名の非常勤職員による監視パトロール、委託による夜間・早朝の監視パトロール等
		「原状回復対策」・・・緊急撤去事業、NPO等と連携・協力した撤去事業等

条例の制定を機とした取組

この条例の制定を機として、従来からの施策に加え、廃棄物の不適正処理防止の取組を一層推進しています。

（1）監視体制の強化

- 民間警備会社による夜間・休日を中心とした不法投棄監視パトロールの回数増
- 監視カメラの増設
- 地域県政総合センターの体制強化のため、不法投棄監視専用車の配備

(2) 県民への普及啓発の展開

- 県民、事業者等への条例の普及啓発（県のたより等）
- 不法投棄撲滅キャンペーンの実施
- 海岸美化キャンペーン事業「ビーチクリーンかながわ2007」の開催
- 不法投棄撲滅を訴えるパンフレットやステッカーの配布

(3) 関係団体等との連携強化

- 産業廃棄物関係団体との連携
- 不動産関係団体との連携
- 八都県市等近県との連携
- 山梨県・静岡県との連携（山静神サミット）
- 刑事司法・捜査機関との連携強化

「ビーチクリーンかながわ2007」について

「ビーチクリーンかながわ2007」は、条例で、海岸等における美しい環境保全のために、海岸などでのポイ捨て禁止が規定されたことに伴い、利用客の多く集まる夏場の海岸で海岸美化活動の重要性を広く県民の皆様へ呼びかけるために開催したキャンペーン事業です。

今回、初めての取組として、県、藤沢市、（財）かながわ海岸美化財団、NPO、企業などによる実行委員会を設立し、多くの企業やボランティア団体のご協力もいただきながら行われました。

- | | |
|-----|--|
| 日 時 | 平成19年8月2日（木）
15時30分～17時30分 |
| 場 所 | 県立湘南海岸公園 海風のテラス
（藤沢市鵜沼海岸） |
| 主 催 | ビーチクリーンかながわ2007実行委員会
（委員長：新江ノ島水族館 堀由紀子館長） |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・かながわ環境大使を務めるシンガーソングライターの白井貴子さんによる渚のミニコンサート ・アルピニストの野口健さん、白井貴子さん、尾高副知事、山本藤沢市長によるトークイベント ・藤沢市立鵜沼南小学校児童による海岸美化活動の発表 ・来場者による一斉ビーチクリーン ・企業等の海岸美化活動等に関する展示（14時～18時） |

参加者数 約500人



一斉ビーチクリーン

神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例について

< 神奈川県の現状 >

- (1) 国土面積の0.6%という狭い県土に、全国第2位の人口を有し、産業活動も活発
- (2) 廃棄物の排出量は高水準で推移し、不法投棄が後を絶たない
- (3) 産業廃棄物の不適正処理が少なくなく、行政代執行の実施に至った事例も発生

<p>不法投棄箇所・量(18年3月)</p> <p>1,304箇所、488t</p> <p>一般廃棄物を中心に小規模分散が多い</p> <p>産業廃棄物の不適正処理箇所・量(18年3月・10t以上のもの)</p> <p>43箇所、10,047t</p> <p>自社産業廃棄物の不適正保管がほとんど</p>
--

< 条例の狙い >

<p>不法投棄を許さない地域環境づくり</p> <p>一般廃棄物を中心とする小規模な不法投棄を撲滅するための不法投棄を許さない地域環境づくり</p>	<p>産業廃棄物の不適正処理対策</p> <p>大規模な事案も少なくない産業廃棄物の不適正処理に対する早期発見・早期対応</p>
--	--

< 条例の概要 >

[目的] (第1条)

廃棄物の不適正処理の防止に関する施策の実施その他必要な事項を定める
 廃棄物に係る環境への負荷の低減を図り、もって良好な生活環境を保全する

<p>県、事業者、廃棄物処理業者、県民の責務(第3条～第6条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各主体の責務の明確化 ・ 各主体の連携した取組を強調 ・ NPO等への支援 <p>海岸等における美しい環境の保全(第7条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何人も、海岸、河川、道路等におけるポイ捨て行為により県土の美しい環境を損なってはならない <p>土地所有者等の責務(第8条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の適正管理 ・ 不適正処理された場合の適切な対応
--

<p>所有地等を賃借人等に使用させる場合の土地所有者等の責務(第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借人等による不適正処理の防止 ・ 不適正処理された産業廃棄物の飛散流出防止 ・ 知事への通報 <p>産業廃棄物の保管場所の届出(第10条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社産業廃棄物を保管する場合の届出(要件……排出場所以外の保管、面積100㎡) <p>立入検査等(第11条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の保管の届出の実効性を担保するための報告及び検査 <p>公表(第12条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正処理による、行政命令、許可取消や告発を受けた者等に関する情報を公表 <p>調査等の請求(第13条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民からの調査及び検討の請求 ・ 請求に対する行政の調査及び検討 <p>罰則(第16条、第17条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の保管場所の届出、立入検査等の違反者に30万円以下の罰金、法人両罰規定
--

横浜市・川崎市の区域は適用除外(第14条)

<p>定義(第2条) 廃棄物処理法の用語の例のほか適正処理等の定義</p>	<p>委任(第15条) 規則への委任</p>
---------------------------------------	------------------------